

〔研究論文〕

核兵器禁止条約(TPNW)の検討

山田 寿則

〔Article〕

Some Observations of Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW)

Toshinori YAMADA

Abstract

On July 7, 2017, Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW) was adopted at the United Nations Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons, Leading Towards their Total Elimination. This paper examined each preamble paragraph or article of the treaty in order to make it clear what feature the treaty has. To begin with, TPNW is based on the so called Humanitarian Approach to Nuclear Disarmament, which attempts to stigmatize, prohibit and abolish nuclear weapons. Besides this, the treaty has an opportunity to de-legitimatize them. Secondly, TPNW compliments and reinforces the Non-Proliferation Treaty (NPT). Lastly, TPNW embodies the entry point for Nuclear Weapon Free World. However, there are some strong arguments against TPNW: non-effectiveness, breaking down the NPT regime and disregarding national security. TPNW needs to address those challenges in order to attain and maintain the world without nuclear weapons. We will see the entering into force of the treaty in coming years. At the same time, the focus of nuclear disarmament and non-proliferation is in the relationship between TPNW and NPT in the course of current review cycle of NPT to 2020.

はじめに

2017年7月7日、「核兵器の全面廃絶に向けた核兵器を禁止する法拘束的文書を交渉する国連会議」(United Nations Conference to Negotiate a Legally Binding Instrument to Prohibit Nuclear Weapons, Leading Towards their Total Elimination)¹は「核兵器の禁止に関する条約(核兵器禁止条約)」(Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons; TPNW)を採択した。国連総会は2016年12月に決議71/258を採択し、この会議を開催することを決定しており、この決議に基づき、2017年3月27日～31日(第1会期)及び6月15日～7月7日(第2会期)の期間ニューヨークの国連本部において同交渉会議が開催され、130か国以上、国際機関及びNGOなどが参加した。米ロ英仏中のP5/N5、インド、パ

1 会議の公式サイト(<https://www.un.org/disarmament/ptnw/index.html>)からは、会議における文書及び動画等の関連記録並びに認証謄本を含む採択された条文を閲覧することができる。なお、条文の日本語訳については、さしあたり日本反核法律家協会暫定訳(<http://www.hankaku-j.org/infomation/data/170720.pdf>)を参照。

キスタン、イスラエル、北朝鮮及び核の傘の下にある日韓豪加独などは不参加であり、核の傘に依存する国としては唯一オランダが参加した²。

ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下から72年の歴史の中で、この核兵器禁止条約の成立は画期的な出来事である。これまで核軍縮に関する条約には、一般条約としては、特定の締約国を除き核兵器の製造・取得等を禁じる核不拡散条約(NPT)があり、特別条約として、一定数までの核削減を約束する条約(新START条約等)は存在した。また、一部地域につき核兵器の不存在を確保する非核兵器地帯条約は存在した。しかし、核兵器の使用及び使用すると威嚇を禁止するだけでなく、核兵器の開発・実験・生産・製造・保有・貯蔵等を禁止し、加えて保有する核兵器の全廃を義務づける条約であって、すべての国に開かれた条約はこれまでに存在していなかった。

よく知られているように国連総会の最初の決議は、諸国の軍備から原子兵器等の大量破壊兵器を除去する提案を行うことをその任務に含む原子力委員会を設置する決議³であり、国連は創設当初から、核兵器の廃絶に取り組んできた。以来70年余を経て国際社会はようやくこの核兵器の廃絶を可能にする条約を成立させた。

他方、この条約には交渉開始以前から、核保有国を中心に強い反対姿勢が示されてきた。例えば、交渉会議開催に関する決議71/258につき、米英仏口及びイスラエルは反対し、中印パは棄権した⁴。2017年の国連総会第72会期においては、その署名・批准を呼びかける決議案について、米英仏口及びイスラエルのみならず、中印パもこぞって反対し、北朝鮮のみが棄権している⁵。

本稿は、この条約の各条文を紹介し若干の解説を行うとともに、核保有国等からの批判を踏まえて、この条約が核軍縮に及ぼす影響の観点から、条約の特徴・意義・効果・課題につき検討を加える。なお現時点で交渉会議の内容に関する公式情報は限定的であり、本稿の分析は暫定的なものに

2 会議の信任状委員会の報告によれば、①正式な信任状を提出したのは77か国、②国家代表の任命に関する情報を通報したのは52か国、③会議参加を招請したがこれらのいずれも提出していない国が66か国であった(A/CONF.229/2017/7, paras. 6-8)。交渉会議では、信任状委員会の報告の後に、7か国の信任状の追加が受理されている(A/72/206, para. 12)。①と②及び追加の7か国を加えると136か国となる。日本は前記③のグループに該当する。なお後に公表された参加者リストに拠れば125か国となる(A/CONF.229/2017/INF/4/Rev., 25 July 2017)。

3 Establishment of a Commission to deal with the Problem by the Discover of Atomic Energy, UNGA Resolution 1(1).

4 日本も反対した。なお北朝鮮は第1委員会では賛成しているが、総会では投票に参加していない。

5 “Taking forward multilateral nuclear disarmament negotiations”と題する総会決議案(A/C.1/72/L.6)についての第1委員会における投票結果。

とどまる⁶。また各条文についての交渉過程における各国の提案・主張は主に文書による提案に基づいている⁷。

I 交渉会議及び条約の名称について

2016年に採択された国連総会決議71/258に基づくTPNWの交渉会議は、まず2017年2月16日に会議開催準備のための組織会合を開催した。次いで第1会期においては、検討すべき文書に関する①原則及び目的、②中核的禁止、③制度的取極、この3主題にわたり一般的な意見交換が行われ、第1会期末には、ホワイト議長(コスタリカ)が、第2会期末の7月における条文採択を目指すことと、それに向けて5月後半には議長原案を公表すること等を発表した⁸。この議長原案は5月22日にジュネーブの国連本部において議長による解説のステートメントと併せて発表された⁹。

6月15日から開始された第2会期においては、一般討論の後、前記議長原案(1次案)に基づき前文から順に条文ごとの審議が行われた(22日まで)。この間、前文のみに関する議長修正案が提示されている(6月20日)。その後、核保有国の条約参加方式に関する議長原案2条～5条の検討を中心に非公式協議が行われ(一部NGOの傍聴が許される会合もあった)、26日には議長原案修正案(2次案)が提示された。その後条文ごとに4つの作業グループ¹⁰に分かれて審議を継続し、30日には各グループのファシリテーターから審議結果の報告が行われ、ファシリテーターによる文書が提示された。これをうけて7月3日に議長第3次案が提示された。5日には7日の採択にあたり提案する条文の暫定採択が行われ、6日には最終案(採択対象草案)が提示された。7日の採択にはあく

6 すでに専門家による論評又は分析が数多く公表されている。さしあたり以下を参照。長崎大学核兵器廃絶研究センター『核兵器禁止条約採択の意義と課題』2017年8月(<http://maosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/37700/1/REC-PP-06.pdf>)、阿部達也「核兵器禁止条約」国際法学会エキスパート・コメント、No.2017-1(<http://www.jsil.jp/expert/20171010.html>)。Tresa Dunworth, “The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons”, *ASIL Insights*, 21(12), available at <https://www.asil.org/insights/volume/21/issue/12/treaty-prohibition-nuclear-weapons>, last visited on November 18, 2017; John Mecklin, “Overview: The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons”, *Bulletin of the Atomic Scientists*, 6-Oct-17, available at <https://thebulletin.org/overview-treaty-prohibition-nuclear-weapons11174>, last visited on November 18, 2017; Dan Joyner, “The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons”, *EJIL: Talk!*, July 26, 2017, available at <https://www.ejiltalk.org/the-treaty-on-the-prohibition-of-nuclear-weapons/>, last visited on November 18, 2017; Stuart Maslen “The Relationship of the 2017 Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons with other Agreements: Ambiguity, Complementarity, or Conflict?” *EJIL: Talk!*, August 1, 2017, available at <https://www.ejiltalk.org/the-relationship-of-the-2017-treaty-on-the-prohibition-of-nuclear-weapons-with-other-agreements-ambiguity-complementarity-or-conflict/>, last visited on November 18, 2017; Yasmin Afina, John Borrie, Tim Caughley, Nick Ritchie, and Wilfred Wan, *Negotiation of a Nuclear Weapons Prohibition Treaty: Nuts and Bolts of the Ban - The New Treaty: Taking Stock*, UNIDIR RESOURCES, 2017, available at <http://www.unidir.ch/files/publications/pdfs/en-687.pdf>, last visited on November 18, 2017; Gaukhar Mukhatzhanova, “The Nuclear Weapons Prohibition Treaty: Negotiations and Beyond”, *ARMS CONTROL TODAY*, September 2017, available at <https://www.armscontrol.org/act/2017-09/features/nuclear-weapons-prohibition-treaty-negotiations-beyond>, last visited on November 18, 2017.

7 とくに第2会期においては条文に関する各国による提案が議長の下で集成され会議公式サイト上で公開されている。

8 第1会期第10回会合(2017年3月31日)における議長発言。

9 Draft Convention on the Prohibition of Nuclear Weapons (A/CONF.229/2017/CRP.1) and Remarks by the President during the presentation of draft Convention on the Prohibition of Nuclear Weapons on 22 May in Geneva.

10 ①1条(ホワイト議長)、②2～5条(アイルランド)、③6～8条(チリ)、④9～21条(タイ)の4グループ。()内はファシリテーター。条文は議長原案修正案に基づく。

までもコンセンサスが追求されたが、オランダによる投票の要求があり、結果として賛成 122、反対 1(オランダ)、棄権 1(シンガポール)の投票結果で条文は採択された。

このように議長原案から始まり現行条文に至るまで以下のように複数のドラフト文書が存在する。

- ① 議長原案(5月22日) A/CONF.229/2017/CRP.1
- ② 前文の議長修正案(6月20日)(A/CONF.229/2017/CRP.1 Draft revised preamble)
- ③ 議長原案修正案(6月27日)(A/CONF.229/2017/CRP.1/Rev.1)
- ④ ファシリテーター文書(6月30日) Papers by the facilitators - 30 June 2017
- ⑤ 議長第3次草案(7月3日) A/CONF.229/2017/L.X
- ⑥ 採択対象草案(7月6日) A/CONF.229/2017/L.3/Rev.1
- ⑦ 採択対象草案への修正(7月6日) A/CONF.229/2017/CRP.3
- ⑧ 採択された条文(7月7日) A/CONF.229/2017/8

条約の正式名称は「核兵器の禁止に関する条約」(Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)とされた。議長原案では Treaty ではなく Convention の語が使用されたが、イランが Treaty の語への修正をもとめ、他方で、コロンビアとキューバが Convention の語を維持したまま、「核兵器の全面廃絶に向けた」(leading towards their total elimination)の語を付加することを提案したが、議長原案修正案から Treaty の語を使用する「核兵器の禁止に関する条約」の名称が採用され、そのまま採択された。

Convention の語は、非同盟諸国(NAM)が従来から主張してきた廃棄及び検証規定等を伴う包括的核兵器禁止条約(a comprehensive nuclear weapons convention)を想起させるものであるが、議長原案の内容は廃棄・検証の点で大きく異なっており、この点から Convention の語には抵抗があったものと思われる。「核兵器の全面廃絶に向けた」の付加提案は、交渉会議のマンデートを踏まえたものである。

II TPNW の条約としての特徴

TPNW は、前文、20 条の本文及び末文からなる。全ての国に開かれている(13、14 条)という点において一般条約である。また核保有国を含めたすべて国を締約国とすることを目指しており、「すべての国によるこの条約への普遍的な参加を得る」ためにこの条約への参加を非締約国に奨励する義務を締約国に課している(12 条)。この条約の目指す核兵器の全廃のためには核保有国が締約国となることが必須であるにもかかわらず、成立当初においては締約国となることが必ずしも期待できないことからすれば、この条項は条約の普遍化促進のため重要である。

発効要件は 50 カ国による批准であり、包括的核実験禁止条約(CTBT)におけるような発効要件国は存在しない(15 条)。したがって、非核保有国 50 カ国による批准であっても、条約は発効する。留保は条約本文については禁止されている(16 条)¹¹。有効期間は無期限であるが(17 条 1)、脱退は可能であり「自国の至高の利益を危うく」する「異常な事態」が存在すると認める場合には、締約国は国連事務総長に通知することで脱退することができる(17 条 2)。但し、脱退の発効は通知後 12 か月を要し、かつ脱退国が武力紛争の当事者である場合には、紛争当事者でなくなる時まで、この条約の義務及びこの条約の追加議定書の義務に引き続き拘束される(同 3)。NPT の脱退規定と比較し

11 留保を付すことが禁止されているのは「この条約の各条」(The Articles of this Treaty)であり、TPNW の前文の重要性に鑑みれば、前文に対する留保が許容されると解される点には問題が残る。

た場合、脱退事由(自国の至高の利益を危うくする異常な事態)は同じであるが、事前通知が脱退発効要件であることが明確にされた点と武力紛争時での脱退ができない点においてNPTよりも脱退要件は厳格になっている。改正は、締約国の3分の2の賛成で改正案が採択され、締約国の過半数がこれに批准する場合、批准国につき改正は発効する(10条)。

Ⅲ 前文について

条約の前文は、一般に法的拘束力はないものとされているが、条約解釈で参照される。即ち、ウィーン条約法条約によれば、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」(31条1)とされ、「条約の解釈上、文脈というときは、条約文(前文及び附属書を含む。)のほかに、次のものを含める。」(同2柱書)とあることから明らかなように、前文は条約の文脈を構成する。また、前文は条約の「趣旨及び目的」が示されることが多いので、前文は条約の解釈において重要な地位を占める¹²。

この条約では、条約作成の動機、前提となる認識、条約の目的、行動の目標、軍縮関連諸条約の地位及び軍縮推進の主体に関する規定等が前文で示されている。このことは、上述した条約解釈という観点に加えて、発効後の条約の運用という観点からも重要と思われる。すなわち、この前文はこの条約に基づき定期的に開催される今後の締約国会合・検討会合で検討される主題を示唆しており、この前文が条約運用の指針となりうることが予想されるからである。この締約国会合等に参加が招請される非締約国にとり、前文の内容は、会合参加の可否を判断する際の考慮事項となりうる。この前文の内容について、締約国の範囲を越えて非締約国を含めた認識の共有がどこまで実現できるかが、今後の課題と考えられる。

この条約の前文は以下のように整理することができよう。すなわち、2～7項では、事実の認識と評価が示され、8～11項では核使用禁止規範の認識と評価が言及され、1及び12～17項では核軍縮規範と今後の行動が、18～21項では関連規則について、22～24項では軍縮の担い手について示されている。以下、この整理に沿って、前文の内容を検討する。

A 核兵器に関する事実認識と評価(2～7項)

ここでは、TPNW採択の動機ともなった核兵器の非人道性に関する認識が列挙されている。

まず2項の前半部分は、2010年NPT最終文書以来、人道的アプローチのなかで繰り返し確認されてきた点であり、あらゆる核兵器使用のもつ人道上の壊滅的帰結への深い憂慮が示されている。交渉会議では、「あらゆる」(any)の語の削除(theへの置換)がオランダから提案されたが受け入れられなかった。この語の削除は、人道上の壊滅的帰結を伴わない核兵器使用の存在を含意すると考えられる¹³。また、オーストリアは核兵器の使用でなく爆発(detonation)の壊滅的な帰結という表現を提案したが、採用されていない。

2項後半の核兵器の完全な廃絶の必要性(need)にはconsequentの語が修飾しており、この必要性

12 See Makane Moïse Mbengue, "Preamble", in *Max Planck Encyclopedia of Public International Law* [MPEPIL] 1456, September 2016.

13 2017年の国連総会第72会期に日本が提出した決議案(A/C.1/72/L.35)前文19項においても、前会期までと異なり、「any」を付加しない「the catastrophic humanitarian consequences of nuclear weapons use」との表現が用いられている。

が前半の人道上の帰結に由来するものとして位置づけられ、核兵器廃絶の理論的根拠が人道上の帰結にあることが明瞭となっている。このように前半と後半の関連付けは、NPT 前文 1 項に倣ったものであり、議長原案ですでに示されている。採択された「完全に廃絶する」(completely eliminate) という表現はキューバ、イラン、カザフスタンが類似の表現を主張した。核兵器の廃絶こそが不使用の唯一の保証である点については、議長原案にはなかったが、アルゼンチン、オーストリア、キューバ、エジプト、イラン、カザフスタンが主張した。コロンビアも同趣旨の提案をしている。

なお、オランダは、末尾に“and to take measures to safeguard the security of peoples”の語句の挿入を主張し、核廃絶が、諸人民の安全を保証する措置を取るための唯一の手段でもあるとして、核廃絶を安全保障の観点から条件づけようと試みたが、受け入れられなかった。

2 項は、核兵器使用の壊滅的な人道上の帰結という事実が核兵器の完全な除去を要請するものであり、核兵器の不使用を確保する唯一の方法もまた核兵器の完全な除去であることを明示することで、この条約の論拠を示している。

3 項は、核兵器のリスクに留意する。このリスクは核兵器の存在そのものに由来するものであり、その影響は、すべての人類の安全に及ぶことを示すとともに、すべての国の核使用防止責任を強調している。このリスクへの言及は議長原案には存在せず、前文議長修正案から登場し、交渉過程で付加され独立した条項となった。まず、最終案の基礎となったオーストリアの提案では、「核兵器に関連するリスク」とされた。この他、コロンビア、キューバ、カザフスタン、スウェーデン、スイスが核兵器のリスクを含めるべきと提案した。なかでもカザフスタンは、核使用だけでなく核兵器の存在そのものが全人類にたいする脅威であると主張した。核兵器のリスクが人類全体に及ぶ点については、オーストリア、キューバ、カザフスタン提案が言及している。リスクとされる核使用に、故意、事故または誤算による使用を含めるよう提案したのはスイスであった。また、使用防止の責任の共有は、オーストリア提案に含まれていた。

なお、スウェーデンはリスク低減の観点から高度警戒態勢にある核兵器への対応措置を核兵器国がとることの意義を想起する提案を行ったが採用されていない。フィリピンは、人類の安全に「関り」(concern)の語を「脅かし」(threaten)に置き換えることを提案したが、採用されなかった。前文では、核兵器の“threat”に関わる語は慎重に排除されている。

4 項は、核兵器による人道上の帰結への対処不能性とこの帰結の影響が時空間を越えること等を認識している。この人道上の帰結への対処不能性は、2010 年以來の人道的アプローチのなかで繰り返し指摘されてきた¹⁴。議長原案(2 項)では、対処不能性の言及がなかったためスイス及び赤十字国際委員会(ICRC)が挿入を提案した。フィリピンは国や国際組織がかかる能力を有しない点を明示することを提案したが採用されなかった。人道上の帰結の越境性は、従来の人道的アプローチのなかで指摘されてきたし、1996 年の国際司法裁判所(ICJ)核兵器勧告の意見でも指摘されている。また、「人類の生存」以下で指摘される影響の多くは、「人道上の帰結」諸決議で言及されている。さらに、女性への電離放射線の影響については、議長原案では少女(girls)のみが言及されていたが、アイルランド、スウェーデンが成人女性(women)を含めることを提案し、リヒテンシュタイン、フィジーなどが支持した。2014 年の核兵器の非人道性に関するウィーン会議における議長総括では、核実験による放射能汚染が女性と子どもに不均衡な影響を及ぼすことが指摘されている¹⁵。な

14 For example see Chair's summary at Oslo conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons in 2013.

15 See Chair's summary at Vienna Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons in 2014.

お、人類の生存への影響については、アイルランドとフィジーの提案により「脅威」であると前文議長修正案ではされたが、その後、削除されている。

5項は、核軍縮を追求する倫理上の要請があることを認め、かつそれが国および集団の安全保障に資することを認めている。この倫理上の要請は、2015年以來の南アが提出している国連総会決議(2015年決議70/50及び2016年決議71/55のそれぞれ主文2)に由来し、これとまったく同一の文言が採用されている。これは議長原案にはなかったが、南アが提案し、パチカンが支持し、議長原案修正案で新設された。なお、フィリピンは要請の語を単数形にすることを提案したが、採用されなかった。

6項では、ヒバクシャ及び核実験被害者の受けた容認し難い苦しみに留意する。これは、人道的アプローチの基調をなす。対人地雷禁止条約(APM)前文、クラスター弾条約(CMC)前文、武器貿易条約(ATT)1条に被害者の苦しみに留意・言及する規定はすでに存在していた。議長原案では核使用被害者のみが言及されていたことから、ブラジルが核実験被害者を含めることを、エクアドルとフィジーが先住民を含める文言案を提起し、前文議長修正案では、核実験被害および先住民が含まれた。次いで、議長原案修正案では、先住民についての規定が独立し、フィリピンは両者を統合する提案を行ったが、最終的には6項、7項として別個の規定が置かれた。「苦しみ」を形容する「受け入れ難い」の語は議長原案修正案から登場する。なお、7月3日に提示された議長第3次草案では、ヒバクシャの語は小文字となり普通名詞としての記述ぶりになっている。

7項では、上述の経緯を経て先住民に対する核兵器活動の不均衡な影響が認識されている。とりわけ核実験被害は各地の核実験場周辺住民に広がっており、人道的アプローチの下で開催された核兵器の非人道性に関する国際会議では、核実験被害者の証言も行われてきた。もっとも、関連する国連総会決議(人道帰結決議、倫理要請決議、新アジェンダ連合(NAC)決議、NAM決議及びマレーシア決議)やウィーン会議議長総括、人道の誓約には明示的に言及されていない点である。

このように前文2～7項までは、これまでの核軍縮に関する人道的アプローチのなかで確認されてきた核兵器の非人道的な影響のもつさまざまな側面が列挙されている。この諸点は本条約形成の動機でもあり、かつ以下でみるように核兵器(特に使用)の法的評価を確定する際の前提となる事実認識ともなっている¹⁶。

B 核兵器使用禁止規範の認識と評価

前文8～11項は、国際法遵守の必要性を確認した上で(8項)、核兵器の使用に関する適用法を特定し(9項)、核兵器の使用の違法性を確認するとともに(10項)、核使用が人道の諸原則及び公共の良心に反することを再確認する(11項)。

8項は、2010年NPT再検討会議最終文書の内容を踏まえており、議長原案にはなかったが、ニュージーランドおよびキューバが提案して前文議長修正案から新設された。これら両国の提案には国際人権法の言及はなく、フィジーが適用法に触れた現9項に関連して国際人権法および環境法の付加を提案している。なお、フィジーは、国際人道法(IHL)が戦時にのみ適用されるのに対し環境法は戦時と平時の双方に適用されることを指摘しており、このことは次項で示される核使用の

16 2015年以來NACが提出する“Towards a nuclear-weapon-free world: accelerating the implementation of nuclear disarmament commitments”と題する決議では、人道アプローチにおける国際会議で示された事実を「決定的な証拠」(compelling evidence)として位置づけている(A/RES/70/51, A/RES/71/54 and A/RES/72/39)。

違法性との関連だけでなく、環境の回復(6、7条)との関連性でもこの項のもつ意義を示唆している¹⁷。

9項の類似条項はCMC前文、APM前文及び特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)前文に存在し、条約がIHLの諸原則・規則に立脚することを明示する。議長原案で列挙された原則は、戦闘手段・方法の選択が無制限でないこと及び自然環境保護の原則のみであったが、リヒテンシュタイン、フィジー、キューバ、ニュージーランド、スウェーデン、スイス及びICRCから、区別原則や不必要な苦痛禁止原則など一般的に言及されるIHLの基本諸原則の挿入が主張され概ね採用された。他方、アルゼンチンはより簡潔な列挙を主張し、自然環境の保護への言及の削除を提案している。また、リヒテンシュタインとフィリピンは、「立脚し」を「再確認し」と置換することを提案したが、採用されていない。なお、スウェーデンは投票説明において、不必要な苦痛禁止は一般的義務だが、この禁止の対象となる兵器を特定するものではなく、この禁止は、文民保護を目的とする区別原則と混同されるべきでないことを強調すべきだとした。

1996年ICJ核兵器勧告的意見では、核使用・威嚇の一般的違法性を判示しつつも「自衛の極端な状況」での判断不能が示されていたが、本項では、「いかなる使用も」違法であることが示された。これは議長原案から規定されていた。生物兵器禁止条約(BWC)、化学兵器禁止条約(CWC)、APM、CMCのいずれの前文でもかかる条項は存在せず、この条約特有の条項となっている。また、フィジー、キューバ、イランなどの主張があり、議長前文修正案では使用と並んで「威嚇」(threat)が挿入されたが、その後の議長原案修正案以降は削除されている。

核兵器の「あらゆる使用」の違法性については、議長原案が維持されたが、交渉過程では異論も存在した。エジプトは一般的違法性を判示した前記ICJ勧告的意見に留意することを主張し、オランダもこのICJ勧告的意見に沿った表現を求めた。スウェーデンも一般的に国際法に違反するとの表現を主張し、投票説明にてにおいても、現行国際法を記述しようとする10項には同意しないことを明言し、このICJ勧告的意見の見解に立つと述べている。スイスは、IHLに違反するいかなる兵器も使用されてはならず、核兵器はIHLに合致して使用し得ないことに懸念を表明する、との表現を主張した。議長原案では違法性を「宣言し」(Declaring)とされたが、議長原案修正案からは「考慮し」(Considering)と修正され表現が弱まったように見られるが、この修正には上記の異論の影響を読み取ることができる。

このように、条約採択に賛成した122の国すべてが核兵器のあらゆる使用の違法性に同意しているわけではないが、この10項の文言が現行国際法におけるあらゆる使用の違法性を述べていることには同意があると思われる(スウェーデンの投票説明は逆にそのことを証明している)。なお、核使用の違法性の根拠として援用されるのは、ここではIHLのみであり、8項にみられる国際人権法には言及がない。国際人権法が核使用をどのように規制しうのかについてはここからは明らかではなく、国際法一般の解釈に委ねられている¹⁸。

17 なお、TPNW採択後の国連総会72会期に提出されたNAC決議(A/C.1/72/L.19)及びマレーシア決議(A/C.1/72/L.57)では、この項がそのまま引用されることはなく、IHLを含む国際法を遵守するとして2010年NPT最終文書の定式が引用されている。

18 ICJは、1996年核兵器勧告的意見(ICJ Reports 1996, p. 226)、2004年パレスチナの壁勧告的意見(ICJ Reports 2004, p. 136)及び2006年コンゴ領軍事活動事件判決(ICJ Reports 2006, p. 6)において、武力紛争時に人権法が適用されることを認めてきた。なお現在自由権規約委員会において同規約6条(生命に対する権利)についての一般的意見の改訂作業が進められている。

11項の議長原案では、いわゆるマルテンス条項の全文が援用されていたが、前文議長修正案では、「人道の諸原則」と「公共の良心の表明」という同条項を構成する要素のうち2要素のみが援用され、あらゆる核使用がこれに反するとされている。CMC前文、CCW前文にも類似条文が存在するが、これらではマルテンス条項の全文が援用されている。リヒテンシュタインは議長原案の維持を主張し、他方、エジプトは全文の削除を主張した。2要素への絞込みを主張したのは、ニュージーランド及びICRCであり、ICRCは、議長原案で「この条約がその対象としていない場合においても」とある点が曖昧だと指摘し、この条約の適用がなくとも、現行のIHL原則・規則が適用されるのは明らかであり、この曖昧さを避けるために、人道の諸原則と公共の良心の下で核兵器の容認し難さを強調するほうが適切だと主張した。このICRCの主張に基づけば、この2要素はIHLという法的規範から区別される非法的規範を意味することを示唆する。

国連総会での関連決議では、南アの提出した倫理要請決議(2015年決議70/50及び2016年決議71/55)のいずれも主文3において言及され、いかなる核使用も、国際人道法若しくは国際法の要請、又は道徳の法則、又は公共の良心の命令と両立しうるとは考え難いこと(3h)、並びに国際法は本質的に不道徳的であることが宣言されている(3i)。

このように前文からは、核兵器の使用が現行国際法上違法であるとの認識を前提としてTPNWが作成されていることがわかる。

C 核軍縮規範と今後の行動

1項及び12～17項では、核軍縮に関する規範についての認識が示され、かつ今後の行動の目的・目標が示されている。

1項の類似条項はBWC前文6項及びCWC前文2項にあるが、これらでは「希望する」とされているのに対し、この条約では「決意し」とより強い表現が用いられている。この点は議長原案から変わらない。議長原案では前文7項に置かれていたが、議長原案修正案から前文冒頭に移動した。この位置づけから、TPNWでは国連憲章の目的・原則への貢献がとりわけ強調され、この条約の目的は国連憲章の目的・原則に貢献することであり、この条約解釈に際しては、国連憲章の目的・原則(1、2条に規定される)を参照する必要があることが示唆される。

交渉過程では、バチカンが“in particular to strengthen universal peace as built on justice, respect for fundamental human rights and integral human development”という語句の付加を提案したが、採用されていない。

12項では、武力による威嚇又は武力の行使を禁じた国連憲章2条4項及び軍備規制に関する同26条の一部が援用されている。これは議長原案にはなく、議長原案修正案から新設された。イラン提案では国連憲章2条4項の援用にとどまるが、南ア提案ではこれに加えて同26条も援用している。他方、フィリピンはこの条項は曖昧で誤解を招くとして削除を要求したが採用されなかった。スウェーデンは投票説明で、武力不行使義務は確立しており、軍備への転用にかかわらず完全に適用されることを強調している。

国連総会第1号決議及び核兵器廃絶を求める事後の諸決議を想起する13項も、議長原案にはなく、議長原案修正案から新設された条項であり、キューバおよびナイジェリアが提案したものである。

14項は、核軍縮をめぐる現状乃至は促進の阻害要因を列挙している。即ち、①核軍縮の緩慢な進展、②核兵器依存政策の継続、③そのことによる経済的・人的資源の浪費である。これらは議長原案には存在せず、前文議長修正案から新設され、そのまま最終案となった。②についてはエジブ

トの主張が、③についてはキューバとエクアドルの共同提案及びスウェーデンの主張が反映された形となっている。①の核軍縮の緩慢な進展(slow pace)については、フィリピンが“slow pace”に代えて“the lack of progress”という表現を提案したが採用されていない。エジプトも核軍縮における実質的かつ有意義な進展の欠如(the lack of substantial and meaningful progress)への憂慮の表明を求めたが、採用されなかった。

15項は明示的に条約の目的を示している。議長原案では8～10項の3つに分かれていた条項が1つに統合された。エジプトが原案9、10項、ニュージーランドが8、9項の統合をそれぞれ主張していた。議長原案8項では、交渉会議設置決議でのマンデートを踏まえた文言¹⁹が、議長原案9項ではNPT前文及び同6条を踏まえた文言が援用されていた。オランダは、禁止がどのように包括的核軍縮に貢献するかを明らかにするよう求めた。採択された最終案と同一の議長原案修正案が示された段階で、オランダは、「NPT6条の枠組みにおいて」という文言の挿入を主張したが、採用されていない。アルゼンチンも、NPT6条の義務を想起することを主張した。議長原案に存在した「包括的核軍縮」(原案8項)および「諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にする」(同9項)との表現は、「核兵器のない世界の達成及び維持」という表現に改められた。この表現はコロンビア提案にあり、イランも核兵器のない世界の維持という表現を主張した。議長原案9項の上記文言は、NPT前文12項の文言を援用したものであり、このほか、原案9項ではNPT6条で言及される「効果的措置」との文言も用いられており、原案9項は、NPTの実施を強調する内容となっていた。他方、核軍縮の進展にあたり従来のNPTで確認されてきた、不可逆性、検証可能性及び透明性については、コロンビア、キューバ、イランが提案している。なお、フィリピンは重ねて不可逆性を強調する文言の挿入を提案しているがこれは採用されていない。

16項は全面完全軍縮に向けての効果的な前進達成の目的をもって行動する決意を表明する。この類似条項は、BWC前文、CWC前文、CTBT前文、NPT前文及びCCW前文に見出すことができる。TPNWでは議長原案から挿入されており、細かな字句修正を除いて、ほぼ原案のまま採択された。オランダはNPTの参照を提案したが、NPTへの明示的な言及は採用されていない。フィリピンは「効果的な」の語につき「重要な」(significant)への置換を主張したが採用されていない。

17項では、いわゆる核軍縮誠実交渉・完結義務を再確認している。これは1996年ICJ核兵器勧告的意見主文2Fで示された義務であるが、議長原案ではこれを「確認して」とあった箇所が議長原案修正案では「再確認して」と変更された。この義務をICJが全員一致で示したことに言及する趣旨の提案がキューバ、カザフスタン及びニュージーランドからあったが、ほぼ原案が維持された。他方で、オランダは、NPTを参照すべきと指摘し、イランもNPT6条の文言を参照した条項を主張し、完結義務への言及を回避しようとした。しかし、スウェーデンやオランダも特段の異議をさしはさんでおらず、この核軍縮誠実交渉・完結義務が現行法であるとの認識は交渉国に共有されているように思われる。なお、リヒテンシュタインは、現行の義務であることを強行する趣旨の文言を提案していた。

この条約をNPTとくにその6条と結び付け、同条でいう核軍縮に関する「効果的措置」として

19 交渉会議設置決議(A/RES/71/258)では、「核兵器を禁止する法的拘束力のある文書は包括的核軍縮に向けた重要な貢献となるだろうことを念頭にし」とある。

TPNWを位置づける見解も存在する²⁰。他方、前文の文言及び交渉過程からは、この条約と国連憲章との結びつきが強く示唆されている。すなわち、前文の文言からは、国連憲章の目的・原則の実現への貢献(1項)、「核兵器のない世界の達成及び維持」への重要な貢献(15項)及び全面完全軍縮の効果的前進の達成(16項)がこの条約の目的であり、この核軍縮の促進を規律する規範として、国連憲章2条4、同26条(12項)、関連する国連総会決議(13項)、不可逆性・検証可能性・透明性(15項)、核軍縮誠実交渉・完結義務(17項)が選択されていることが読み取れる。また、核軍縮をとりまく現状として、核軍縮の停滞、核兵器依存政策及び核兵器システム等への資源転用が懸念事項として指摘されている(14項)。また、交渉・起草過程からは、NPTに基づく議長原案の文言が削除され、NPTを参照する提案が受け入れられていないことがわかる。例えば、15項につき、議長原案に見られたNPT条文への依拠は審議過程のなかで削除されており、一見するとこの条約がNPTに基づくものと認識されていない印象を与える。また、前文1、12及び13項における国連憲章や総会第1号決議への言及からすれば、この条約は自らをNPTよりも国連憲章に基づくものと位置付けているようにも見える。

しかし、NPTと国連憲章乃至は憲章の下で蓄積されてきた国連総会決議の枠組みとは必ずしも矛盾しない。15項で言及される不可逆性、検証可能性及び透明性は、NPT再検討会議を通じて確認されてきた核軍縮の推進に際しての原則である²¹。また、国連総会第1号決議において原子兵器および他のすべての大量破壊兵器の国家の軍備からの除去のための提案を行う委員会の設置を決定しており、また、第1回国連軍縮特別総会においてコンセンサスで採択された最終文書19項では、効果的な国際管理の下における全面完全軍縮を軍縮における諸国の努力の「究極の目標」としているが、これはNPT6条においても確認されている。また、1995年のNPT延長再検討会議における決定3「核兵器不拡散条約の延長」では、“the ultimate goals of the complete elimination of nuclear weapons and a treaty on general and complete disarmament under strict and effective control.”を達成する必要があると確認されている。また、決定2「原則と目標」では、「核兵器の廃絶を究極的な目標」とすることが明記されている。さらに、2010年では、再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全の達成を決意し(I.A.i)、核兵器のない世界を実現・維持するための必要な枠組みを確立する特別の努力を払う必要性を強調した(I.B.v)。すなわち、NPTにおいてもまた、核兵器のない世界の達成・維持は目指されており、そのための必要な枠組みの必要性は合意事項となっている。

むしろ、前文における国連憲章及び総会諸決議の想起は、核軍縮乃至は核兵器のない世界の達成・維持という条約目的を国連憲章の枠組みのなかに位置づけることにより、NPTに由来する核軍縮義務の限界を克服する契機を提供しているとみることが可能である。

TPNWでは、核軍縮を促進する法的義務として、核軍縮誠実交渉・完結義務を再確認した(17項)。他方、人道的アプローチの下で、ウィーン会議及び人道の誓約において、核兵器の禁止及び廃絶に関して法的ギャップがあると指摘され、それを埋めるための措置の追求が誓約された。核軍縮に関する効果的措置につき誠実に交渉する義務はNPT6条に規定されているが、そこには、①廃絶(全廃)を達成することが義務であるかどうか争点となっており、②この義務はNPT非締約国に及ばないことが限界として指摘される。他方、1996年のICJ核兵器勧告的意見で示され、この17項で

20 For example see Statement by Austria at First Committee of the United Nations General Assembly on October 3, 2017 and Treasa Dunworth, *supra* note 6.

21 2010年NPT再検討会議最終文書での行動2(NPT/CONF.2010/50 (Vol. I), p. 20)参照。

再確認された義務は、完結義務に言及して①の点を、義務の名宛人を NPT 締約国または本条約の締約国に限定せず一般法と見られうることから②の点を克服していると考えられ、これらの点で法的ギャップを埋めていると考えられる。但し、①につき、完結義務の内容とその法的効果については、なお検討の余地があるし、②については、一般法としての根拠を慣習法に見出すことにはなお克服すべき課題がある。

だが、かかる核軍縮義務の履行が NPT の要請にとどまらず、国連憲章が要請するものと位置づけられる場合、その要請は NPT 外の国連加盟国にも及びうるし、その履行を国連の手段を通じたコントロールの下に置く可能性が生じる。

この点で、TPNW を推進した諸国が提起する国連総会諸決議は示唆的である。ここでは、この条約乃至は核兵器の禁止と国連憲章との関係につき以下のように言及されている。

まず、2015 年から提出されている「人道上の帰結」に関する決議では、国連総会第 1 号決議を含む多くの国連総会決議に核兵器の人道上の帰結への憂慮が反映されていることを想起し、また、1978 年の第 1 回国連軍縮特別総会では総会が核兵器が人類と文明の生存に対する最大の危険をもたらしていること強調していることを想起している²²。

つぎに、同じく 2015 年から南アらが提出している倫理上の要請に関する決議では、核兵器の爆発に関する壊滅的な人道上の帰結とリスクに照らして、加盟国は、ながらく核軍縮と核不拡散を憲章の目的を達成するにあたっての緊急かつ相互連関的な倫理上の諸要請としてみなしてきており、このことは、原子兵器その他すべての大量破壊兵器の除去を目的とする国連総会第 1 号決議に反映されていることを確信し、これとの関連で、その他の国連総会諸決議等を認識していることが示されている²³。

また、2015 年からの NAC 決議でも、第 1 号決議を想起したうえで(前文)、第 1 号決議の精神と目的および NPT6 条に従って、誠実に遅滞なく核兵器のない世界の達成・維持のための効果的措置についての多国間交渉を追求することを加盟国に要請している(21 項)²⁴。

これらの諸決議は、国連総会第 1 号決議以来の国連総会決議の積み重ねは、核兵器のない世界の達成と維持を加盟国に強く要請するとの認識を示しており、かつこれは少なくとも国連の目的として確立しているとの認識を示唆している。

これが政治的な要請を越えて、法的な要請といえるかが検討の課題である。このように TPNW 推進国が中心となり提起している総会決議においては、核軍縮の促進にあたり第 1 号決議に何らかの規範的な意味を付与することが試みられているが、国連憲章乃至は第 1 号決議から加盟国の法的義務が明瞭に導かれているようにはみえない。

D 他の核軍縮関連規範の地位

前文 18～21 項では、この条約に関連する他の核軍縮規範の地位に関する認識が示されている。ホワイト議長は原案公表に際して核不拡散体制の補完・強化を条文案定の指針とすることを明らかにしていた。したがって、議長原案 13 項では、NPT および CTBT の重要性並びに非核兵器地帯(NWFZ)諸条約の核不拡散体制への貢献を再確認していたが、議長原案修正案からは 3 分割され、

22 See for example A/C.1/72/L.5.

23 See for example A/C.1/72/L.17.

24 See for example A/C.1/72/L.19.

最終案 18～20 項が採択された。3 分割案は、アルゼンチン、ブラジル、カザフスタンが提案し、エジプトは 2 分割を提案している。

核軍縮・不拡散体制における礎石として NPT を再確認する 18 項については、キューバが、NPT6 条の義務を再確認するとの文言の挿入を主張したが採用されていない。イランは、NWFZ の設置の必要性を強調することとの関連で中東地帯への言及を主張したが採用されなかった。NPT の重要性についてはニュージーランドやスイスなども提案を行っており、その重要性の認識は交渉国間で共有されている。しかし、NPT の重要性の性質及び TPNW との関係については諸国間で見解が分かれた。ブラジルは NPT の「十分かつ効果的な実施」が国際の平和及び安全の促進において不可欠な役割を果たしていることの再確認を提案した。イラン案は、NPT の「十分かつ効果的な実施」の決定的な重要性の再確認を提案したが、「礎石」としての位置づけについては削除を求めている。他方、ニュージーランドやスイスの提案では礎石としての位置づけは維持されている。TPNW との関係の点では、フィリピンは、TPNW が NPT の「十分かつ効果的な実施」を強化するとの文言を提案した。オランダは、NPT への言及が不十分であり、禁止条約は NPT を補完するのであって、上位の又は並行したメカニズムを設置するものではないとの立場から NPT の「十分かつ効果的な実施」の約束の再確認を提案した。このように、交渉国間では NPT の重要性については一定の見解の収斂がみられるが、現行の文言からは、NPT とこの TPNW の関係は必ずしも明らかではない。とくにオランダが指摘する NPT と TPNW との上下関係については、この条約全体をつうじた検討が必要である。

CTBT の重要性を認識する 19 項は、議長原案における CTBT 関係の文言はそのまま維持された。だが、CTBT 未批准国たるエジプト提案およびイラン提案では、CTBT への言及の削除が求められている。他方、アルゼンチン案、コロンビア案、キューバ案及びスイス案は、核軍縮・不拡散体制における中核的要素としての不可決の重要性に言及し、ブラジル案とスイス案は CTBT 発効の重要性に言及し、カザフスタン案は CTBT の検証制度と履行確保能力の進展を認め、ニュージーランド案は CTBT による核不拡散・軍縮への重要な貢献を認識するなど、多くの交渉国は、CTBT への言及を必要だと主張した。なお、この条約 1 条における核実験の禁止の射程は CTBT よりも広いと解しうるが、前文 19 項からは両者の関係は必ずしも明らかではない。

NWFZ が核不拡散体制を強化し核軍縮に貢献する等の確信を再確認する 20 項は、後段の、NWFZ 条約が核不拡散体制の強化し核軍縮の目標実現に貢献するとの箇所は、議長原案のままであるが、全体的にブラジル提案が基礎となっている。他方、グアテマラは議長原案の表現のみを基礎にした提案を行った。フィリピンは、モンゴルを念頭に前段の「諸国間で自由に締結される取極を基礎として」の箇所の修正を求めたが採用されなかった。この他、具体的な各 NWFZ への言及を求める提案がなされた。エクアドルはトラテロルコ条約等(モンゴルを含む)の具体名の列挙を求め、エジプトは中東地帯などまだ存在しない地域での非核兵器地帯設置の必要を強調したが、いずれも採用されていない。カザフスタン案では、NWFZ 設置が核兵器全廃までの中間的措置であってそれ自体が目的ではないことを強調した内容であった。NWFZ の重要性もまた交渉国間で共有された認識であったといえる。

原子力の平和利用に言及する 21 項は、議長原案にはなく、この権利の確認を求める諸国の意見が反映されている。議長原案修正案では NPT4 条 1 の文言を援用した条項が新設され、原子力の平和利用に関する締約国の「奪い得ない権利」が確認された。具体的に挿入案を提起したのは、アルジェリア、ブラジル、キューバ、フィリピンであり、NPT4 条 1 を援用したキューバ案が議長原案

修正案として採用されている。なお、アルジェリアとブラジルは第1回国連軍縮特別総会最終文書36項を援用した。フィリピンは、経済の発展と社会の進歩のために原子力の平和利用についての締約国の奪い得ない権利の必要を主張し、この観点からNPTに関する条項についてNPTの3本柱に言及することを主張したが、採用されていない。

E 核軍縮の担い手

前文22～24項は、核軍縮の担い手に関する。TPNWは国家を当事者とする条約であり、第一義的には国家が核軍縮の担い手となるが、TPNWは、核兵器のない世界の達成・維持に関して重要な役割を果たす核軍縮の担い手として国家以外のアクターに注目している。

女性の役割に関する22項は、議長原案にはなく、前文議長修正案から新設されており、アイルランド、スウェーデンなどが主張し、アイルランド案を基に議論が進められた。これらの提案は、安保理決議1325を踏まえており、表現も同決議前文5項を参照している。

平和・軍縮教育の重要性等に関する23項も議長原案修正案から新設された条項であり、バチカン、アイルランド、インドネシアが条文案を提起し、アイルランド案を基礎に成立した。バチカンは、平和の文化の醸成における教育の中心性を主張したが採用されなかった。インドネシアは、アイルランド案への修正として核兵器廃絶国際デーへの言及を提案したが採用されていない。なお、シンガポールは普及の観点からの提案を行っているが、教育には触れていない。

公共の良心の役割を強調し、国連やヒバクシャを含む関係アクターの努力を認識する24項は、CMC前文、APM前文に類似条項があるが、TPNWではより多様なアクターが列挙されている。議長原案では、国連、ICRC、NGO及びヒバクシャが列挙されていたが、キューバは他の国際組織を、バチカンは宗教指導者を、イランは宗教指導者、議員、学術研究者を、オランダは諸国を、タイは市民社会を、ICRCは国際赤十字・赤新月社運動と核実験被害者を、それぞれ挿入することを主張した。なお、ナイジェリアは、キューバ案を支持しつつ、「人間の生存の確保の必要」という文言の挿入を主張したが採用されていない。

これら条項は、TPNWを実現させた核軍縮の人道的アプローチが、人道の誓約に見られるように、核兵器を汚名化し、禁止しそして全廃する努力において、国家のみならずあらゆる利害関係者の協力を求めるという手法を用いていることと関係する²⁵。国家のみならずあらゆる利害関係者が核兵器のもたらす人道上の帰結とリスクを理解することこそこの禁止条約を成立させる背景となっただけでなく、この認識の深化と普遍化が今後この条約の運用を支え、核軍縮の促進に重要な役割を果たすとの認識が示されている。

25 See Humanitarian Pledge, para. 15.

Ⅳ 1条について

1条は、この条約における中核的禁止行為が列挙されており、締約国は「いかなる場合にも」この禁止行為を行わないことを約束している。この文言からは、「復讐」の場合にも1条に列挙される行為は禁止されていると解される。なお、脱退規定(17条)の交渉過程に照らして内戦の場合にもこの条約は適用されると解し得るから、核使用は内戦においても禁止されていると考えられる²⁶。

以下、主要な禁止行為につき検討する。

A 核実験

まず、核兵器その他の核爆発装置(以下、核兵器等と称する)の開発、実験、生産、製造、取得、保有(possess)又は貯蔵が禁止される(1条(a))。「実験」については、議長原案ではCTBT1条1と同一文言(「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」)が用いられ、かつ開発、生産、製造等とは別のサブパラグラフのなかで規定された(議長原案1条1(e))。交渉過程において未臨界実験やコンピューター・シミュレーションといった非爆発的実験も禁止すべきかが議論されたが、最終的には、非爆発的実験も禁止していると解し得る「実験」との文言が採用され、かつ開発、生産、製造等と同じ項目の中に規定された。だが、未臨界実験等についての検証規定は置かれておらず、今後の課題と考えられる²⁷。

B 核兵器の使用及び使用すると威嚇

次に、核兵器等又はその管理の移譲・受領が禁止される(同(b)及び(c))。これはNPT1、2条を踏まえているが、NPTと異なり締約国の間で差別を設けることなく共通の義務となっている。

さらに、核兵器等の使用又はこれを「使用すると威嚇」(threaten to use)も禁止される(同(d))。「使用」に関しては、前述したように前文規定を踏まえるなら、この条約は核兵器のいかなる使用も現行の一般法に照らして違法であるとの認識を前提としている。核兵器が合法的に使用できることは核抑止政策の有効性にとり極めて重要な要素であるから、この条約の締約国となることと核抑止政策を採用することは相容れないであろう²⁸。また、この条約前文に示されている現行法上の核使用の違法性についての認識が条約締約国を越えて普遍化するならば、条約外の核保有国にとっても、その採用する核抑止政策の有効性に影響を与えることが予想される。

他方、「使用すると威嚇」に関しては、前述したように前文議長修正案の段階で「核兵器による威嚇」(any threat...of nuclear weapons)が国際法に違反するとの趣旨の文言が前文10項に挿入されたが、この文言は最終的に削除された。また前文12項における「武力による威嚇」の禁止への言及は国連憲章2条4の想起にとどまり、核兵器を「使用すると威嚇」が憲章2条4で禁止された「武力

26 議長原案では、脱退通告の発効を停止する事由として、脱退通告締約国が1949年のジュネーブ諸条約共通2条の事態に従事する場合が規定されていたところ、スイス及びICRCから国際的武力紛争に限定しない「武力紛争」という文言が提案され現行規定となった。

27 See Gaukhar Mukhatzhanova, *supra* note 6.

28 実際、TPNWが採択された日に発表された米英仏の共同声明は、この観点から、TPNWを批判している。See Joint Press Statement from the Permanent Representatives to the United Nations of the United States, United Kingdom, and France Following the Adoption of a Treaty Banning Nuclear Weapons, July 7, 2017. なお核抑止政策とIHLの関係については、山田寿則「核兵器禁止条約に関する予備的考察」『文教大学国際学部紀要』28巻1号、159頁以下参照。

による威嚇」に該当するとの判断は示されていない。さらに前文 14 項における核兵器依存への憂慮は必ずしもその違法性の判断を示してはいない。交渉過程では、オーストリア、メキシコ、スウェーデン、スイスなどが威嚇の禁止に異議を唱えた。即ち、使用の威嚇はすでに国連憲章の武力による威嚇の一般的禁止でカバーされているので不要であって、禁止規定の挿入は憲章での一般的禁止を損なうリスクがある等の主張であった²⁹。前文議長修正案に「核兵器による威嚇」(any threat... of nuclear weapons)が登場するものの、その後削除された背景にはかかる反対意見の存在があったものと思われる。

だが、1 条の審議では、アルゼンチン及びイランが“threaten to use”を、キューバ及びタイが“threat to use”、エジプト及びフィジーが“threat of use”、カザフスタンが“threat of nuclear weapons use”の禁止を主張し、CWC1 条 1(c)を踏まえた「使用するための軍事的な準備活動を行うこと」の禁止提案もなされた³⁰。これら諸国は、アルゼンチンを除き、前文の審議では核兵器による威嚇の違法性への言及を主張しており、国連憲章 2 条 4 における「武力による威嚇」への言及だけでは核兵器による「威嚇」の禁止が不十分であるとみていることは明らかである。

これらのことからすれば、「使用するとの威嚇」については、これが現行の一般法に照らし違法であるとの認識を条文から導くことは困難であるし、また交渉国間で国連憲章 2 条 4 により核兵器による威嚇の全てが違法とされるとの認識が共有されていたとは言えない。

よって、核兵器の使用とは異なり、核兵器を「使用するとの威嚇」は、この条約によって規範創設的に禁止されたものだと考えられる。しかし、これに対して「使用するとの威嚇」又は「核兵器による威嚇」は現行法上すでに違法であり、この条約はそのことを宣言すべきだとの見解も存在する³¹。

核兵器の使用だけでなく「使用するとの威嚇」までも禁止行為とする主張の背景には、明らかに核抑止政策に対する否定的立場がある³²。しかし、核兵器を「使用するとの威嚇」を禁止することによって核抑止政策のすべてが法的に禁止されたことになるのか、また、その法的根拠は何かについてはなお検討の余地がある³³。

C 援助・奨励・勧誘

1 条では本条約上の禁止行為につき他者への援助、奨励又は勧誘を禁止し(同(e))、また禁止行為につき「いずれかの者」(anyone)からの援助の請求と受領をも禁止している(同(f))。ここでの「いずれかの者」が私人のみならず他の国家をも意味することに争いはない。「援助、奨励又は勧誘」の概念は必ずしも明確ではないが、「いかなる様態によるかを問わず」としており、広義に解することができる。核保有国(非締約国)の核の傘に依存する政策の下での関係国間の協議や協力関係において

29 交渉会議第 1 会期第 5 回会合(2017 年 3 月 29 日)におけるこれら各国の発言を参照。

30 インドネシア、カザフスタン及び ICRC であり、エクアドルは投票説明でかかる見解を示している。

31 なお国際反核法律家協会(IALANA)提出の作業文書 37 では、「本条約に核兵器の威嚇の禁止を盛り込むことは、現行法の下での威嚇の違法性を確認し(それは前文においても宣言されるべきだが)、明確にする点で望ましい。」と主張している(A/CONF.229/2017/NGO/WP.37, para. 2)。

32 すでに交渉会議第 1 会期において核抑止政策は諸国から批判されていた。少なくともチリ(第 1 回及び第 5 回会合)、エジプト(第 2 回会合)、ガーナ及びバングラデシュ(第 3 回会合)、インドネシア(第 4 回会合)、イラン及び赤道ギニア(第 5 回会合)、パチカン(第 7 回会合)、並びにネパール(第 9 回会合)が明示的に核抑止乃至は核ドクトリンを批判している。

33 威嚇概念の多義性と英国内判決について、山田寿則「核抑止政策に対する国際人道法の適用をめぐる」浦田賢治編著『核抑止の理論』日本評論社、2011 年、191 頁以下参照。

は、この禁止行為に該当する行為が存在することが強く推定される。この禁止は、核保有国の核の傘に依存する政策を支える重要な要素を禁止することとなり、拡大核抑止への依存政策とは相容れないと考えられる³⁴。

また、交渉過程でしばしば核兵器産業などへの資金供与(融資)の禁止を義務づけるべきとの主張がなされたが、明文規定は置かれなかった。但し、交渉過程ではこの援助・奨励・勧誘のなかに資金供与を含むと解する主張が示されており、締約国が援助等の禁止規定に対応する国内実施措置としてかかる資金供与の禁止措置を取ることが考えられる³⁵。

D 配置・設置・配備

自国領域内又は自国の管轄若しくは管理下における核兵器等の配置、設置又は配備の許可が禁止された(同(g))。交渉過程では、「通過」も禁止すべきと主張があった。もっとも、領海内での無害通航及び国際海峡での通過通航は「継続的かつ迅速」な通航を意味し、「配置、設置又は配備」(stationing, installation or deployment)の概念には必ずしも該当しないから、核搭載艦船が無害通航権又は通過通航権を主張することが考えられる。仮に、(e)に基づき領海内での通航を禁止する場合には、これら通航権との抵触が問題となろう。なお、キューバ、エクアドル及びペルーは援助等の禁止から通過の禁止を導く見解を示している³⁶。また、タイ及びフィリピンは、バンコク条約・議定書が地帯国の大陸棚・排他的経済水域(EEZ)に適用されることから、この条約でも大陸棚・EEZを含むと解する立場を主張している³⁷。

このように禁止行為に通過が含まれるか否か及びその禁止の地理的適用範囲の曖昧さに関連して、シンガポールはバンコク条約7条を踏まえて、外国船舶航空機による港湾・空港への帰港、外国航空機の領空通過並びに領海・群島水域における外国船舶による航行(無害通航権等を除く)及び同水域の外国航空機による上空飛行に係る許可を締約国が決定する権利を認める規定の挿入を提案した。この条約採択に際してのシンガポールによる棄権の理由の一つは、この提案が受け入れられなかったことにある³⁸。

いずれにせよ、用語の定義を回避したこの条約については上述のような曖昧さが存在する。今後の国家実行の集積を慎重に見極める必要がある。

34 See Y. Afina, J. Borrie, T. Caughley, N. Ritchie, and W. Wan, *supra* note 6, pp. 9-10.

35 核兵器活動への資金供与の禁止は従来から NGO が強く主張してきたが、第2会期においては、アイルランド、グアテマラ、カザフスタン、エクアドル、フィリピン、イラン、キューバが同様の主張を行った。これに対し、オーストリアは政府債権への投資の現状を指摘して、この禁止の実施が困難であると主張し、スウェーデンは原子力の平和利用を制限しないことを条件とし、スイスはこれに同調した。モザンビークもオーストリアに同調した。なお、バングラデシュ、メキシコ及びキューバなどが援助の禁止に資金供与の禁止を含める立場を示した。オーストリアは第1会期においては援助の禁止に資金供与の禁止が含まれるとの見解を示していた(第1会期第5回会合)。

36 See Gaukhar Mukhatzhanova, *supra* note 6.

37 インドネシア、ベトナムも大陸棚・EEZを規定に含めることを主張し、フィジーがかかる見解を支持している。

38 シンガポールによる投票説明(2017年7月7日)参照。なお、2017年の国連総会第1委員会における TNPW の署名・批准を推奨する決議案(A/C.1/72/L.6)には同国は賛成している。

V 2～4条について

TPNWは、1条において核兵器に関する諸活動を禁止するだけでなく、2条以下において1条の履行確保と検証を規定するだけでなく核兵器の全廃に向けた一定の措置を締約国に義務づけている。

2条は締約国に対して、自国につき条約発効後30日以内に国連事務総長に対して核兵器等に関する申告を求めている(1項)。この申告内容に従えば、締約国は以下の4つに分類されることとなる。すなわち①かつて核兵器を所有又は占有しており、発効前に廃棄した締約国(旧保有国)、②核兵器等を現に所有又は占有している締約国(現保有国)、③自国領域内又は管轄若しくは管理下に他国の核兵器等が所在する締約国(他国核所在国)、④前記①又は②に該当しない締約国(非保有国)である(なお③も非保有国である)。国連事務総長はこれら申告を全締約国に送付する(2項)。この措置を通じて、締約国間における信頼醸成が促進されることが期待される。

3条は上記③及び④の非保有国に対する保障措置を規定する。まず、現行のIAEA保障措置協定を維持することを義務づけ(1項)、次いで、IAEAの包括的保障措置協定を締結していないか、同協定が未発効である場合には、この協定を交渉し発効させることを義務づけている(2項)。3条は、締約国に対してNPTにおける不拡散義務の検証措置である包括的保障措置協定の維持乃至は交渉・発効を義務づけることにより、NPT並みの保障措置の維持を確保する趣旨である。

交渉過程では、IAEA追加議定書(INFCIRC/540(corrected))の標準化を指向する主張もなされたが、「将来において自国が採択する追加の関連する文書に影響を及ぼすことなく」との文言の挿入にとどまっており、交渉参加国間では同追加議定書の標準化に対してはなお強い抵抗があることがうかがわれる。

しかし、条約1条は核兵器等の「開発」を禁止しており、製造・取得の禁止にとどまるNPTの不拡散義務(NPT2条)よりも厳しい禁止が課せられている。この厳しい禁止を検証するためにより高水準の保障措置協定を求める主張がなされる可能性は考えられる。他方で、使用禁止の受諾が、より制約のない「平和利用」追求の論拠とされることも考えられる³⁹。

4条は、核兵器の完全な除去に向けた措置を規定しており、専ら旧保有国、現保有国及び他国核所在国を対象とする。まず、旧保有国は、自国の核兵器計画の除去の検証を目的として「指定当局」と協力することが義務づけられており、この当局が全締約国に対して報告を行うこととなる。平和利用から軍事利用への不転用の確認については、IAEAとの間で保障措置協定を締結することが義務づけられている(4条1)。この締結交渉は自国についての条約発効後180日以内の開始、18カ月以内の協定発効が要求されており、NPT3条4の保障措置協定交渉・発効規定をモデルにしている。

次に現保有国についての核兵器廃棄措置として、核兵器等の運用上の地位の撤去義務及び廃棄義務が規定されている。前者は即時的実施が求められ、後者は最初の締約国会合による決定期日までの実施が要求される。検証措置については、検証付・期限付・不可逆な法拘束的廃棄計画を「指定当局」に提出し(自国についての条約発効後60日以内)、交渉することが規定され、この当局が承認のために締約国会合又は検討会合に同計画を提出する(同2)。

現保有国における平和利用から軍事利用への不転用の確認については、やはりIAEAとの保障措

39 なお、3条において非保有国に対して義務づけられる保障措置と4条において旧保有国・現保有国に対して義務づけられる保障措置との水準の相違につき指摘するものとして以下参照。Gaukhar Mukhatzhanova, *supra* note 6.

置協定の締結が義務づけられており、核兵器の廃棄計画完了日までに交渉開始、開始後18カ月以内の発効、及び国連事務総長に対する最終申告が義務づけられている(同3)。

さらに、他国核所在国については、他国核の速やかな撤去の確保(最初の締約国会合決定期日まで)及び義務履行につき国連事務総長に対して申告することが義務づけられている(同4)。

なお、これら4条の適用対象国は締約国会合又は検討会合に対する4条義務の進捗状況の報告義務がある(同5)。また、前記「指定当局」は、全締約国が指定することとなっており、締約国会合又は検討会合で指定されることが予想される(同6)。

2～4条については、とくに核兵器の全廃に向けた措置につき明確でない点が多い。今後締約国が定めることが明記されている、核兵器計画の廃棄期限(4条2)、他国核の撤去確保期日(同4)及び「指定当局」の決定(同6)の他にも、申告内容の詳細とその検証方法など今後の条約に基づく国家実行を通じて明確化すべき課題が残されている。

Ⅵ 5～7条について

1条の禁止行為が不作為義務であるのに対して、5～7条は条約実施のための措置(作為)を義務づけており、積極的義務と呼ばれる。

5条では、条約義務を国内的に履行するための履行措置をとることを義務づけており(5条1)、これには禁止活動の防止・抑止の措置(罰則を含む)が含まれる(同2)。ここでは管轄・管理下の個人による禁止活動(属人主義)及び管轄・管理下の領域内における禁止活動(属地主義)が対象となる。1項はCWC7条柱書に、2項はCMC9条、APM9条、CWC7条に類似条文がある。

6条は被害者援助及び環境回復に関する。まず、締約国に対して自国の管轄下にいる被害者に対して援助を提供することを義務づける。これは国際人道法・国際人権法に従うものであって、年齢・性別などに配慮した援助でなければならず、社会的・経済的包摂性の確保も要求される(6条1)。また、締約国に対して自国の管轄又は管理下の汚染地域の環境回復措置をとることを義務づける(同2)。なお、これらの義務は、他の国の義務に影響しないものとされる(同3)。即ち核使用国・核実験国のありうべき責任がこの規定の存在により解除されることにはならない。

国際協力及び被害者援助に関する7条では、まず、締約国に対して条約実施の相互協力を義務づけ(7条1)、次いで他国に援助を請求しかつ受領する権利があることを規定する(同2)。また、核使用・核実験の影響を受けた国への援助を提供すること(同3)及び被害者のための援助を提供することも「援助を提供できる」(in a position to do so)締約国に義務づけている(同4)。この点でこの援助義務はいわば応能負担となっている。なお援助の形態としては、国際援助(民間援助も含まれる)又は二国間援助による(同5)。注目されるのは、交渉の最終段階で挿入された、核使用・核実験国に対して被害者援助・環境回復目的での援助責任を課す規定である。この責任は締約国の国際法上の他の義務に影響しないとされている(同6)。

このようにTPNWは、影響を受けた国(被害国)の側に被害者援助・環境回復に関する第1次責任を負わせる(6条1、2)。そのうえで被害国には援助を求め享受する権利を認める(7条2)。しかし、この権利に対応する他の締約国の援助義務は、その能力に依存すると解されることから、援助内容は必ずしも一義的に明確ではない。

なお、7条6に規定される、核使用国・実験国の責任については、ファシリテータ文書では、8条(現7条)で「被害者の援助及び環境の回復を目的として、影響を受けた国/締約国に対して適

切な援助を提供する第1次的な／基本的な責任(a primary/ the fundamental responsibility)を有する」とされていたが、結局、「責任」の語のみが残った。交渉過程では、ベトナムが被害国に対する核使用国・実験国の“primary responsibility”を提案し、キューバも核使用・実験国の援助についての“special responsibility”の明示を求めた。フィジーは道義的義務とする立場から、使用国・実験国に援助を奨励する規定を提案し、被害者援助・環境回復のための基金設置を主張したバチカンは、核使用・実験の責任ある国にこの基金への貢献を呼びかけるべきと主張した。マーシャル諸島は、責任の分担よりも被害者援助を重視すべきと主張している。このように、7条6で規定される核使用国・実験国の責任の性質については交渉国間で見解が必ずしも一致しているわけではない。また、7条1は締約国に条約実施を促進するために協力義務を課しており、7条全体は条約実施のための国際協力に関する規定と解しうる。これらを踏まえると、7条6で規定される責任が、核使用・実験の違法性を前提とする違法行為責任であるかどうかは必ずしも明らかではない。

条約は一般に遡及効を有しないことから、援助の対象となる被害者に過去の核使用・核実験による被害者を含むかが問題となろう⁴⁰。6条1の援助対象者は、「核兵器の使用又は実験により影響を受けている…個人」(individuals ... who are affected by the use or testing of nuclear weapons)とされている。議長原案では“individuals affected by the use or testing of nuclear weapons”とされており、現に影響を受けている個人であるか将来において影響を受ける個人であるかは必ずしも明らかではなかったところ、ファリシテータ文書7条において現行の前記文言が採用され、文言上は現に影響を受けている個人という趣旨がより明確になった。また、援助責任が課されているのは核兵器を「使用し又は実験した締約国」(State Party that has used or tested nuclear weapons) (7条6)であり、文言上は現に核兵器を使用し又は実験した締約国の存在が予定されている。さらに、核兵器の帰結が使用の時点にとどまらず「将来の世代の健康」に及ぶことが認識されている(前文3項)ことからすれば、過去の核使用・実験により「影響を受けている個人」が現に存在していることは明らかであること、ヒバクシャ等の苦しみへの留意(前文6項)は交渉過程におけるヒバクシャ達の発言を踏まえたものであること、交渉過程で援助規定につき積極的に提案を行ったマーシャル諸島は自らの核被害を背景に主張していたこと、援助を将来の被害者に限定することにつき交渉国間で明示的な合意が存在していないこと等からすれば、条約成立以前の核使用・実験による被害者は6条1における援助対象者に含まれるものと解される。

VII 8条以下について

8条以下は制度的取極めとなっている。ここでは、IIで言及した条文を除く他の条項について検討する。この条約発効以降は、定期的に締約国会が開催され、同会合は条約の適用・実施及び更なる核軍縮措置につき検討し決定する(8条1)。これには核兵器の廃棄措置などを含み追加議定書の形式での採択が予定されている。会合は、発効後1年以内に最初の締約国会を開催し、その後は2年毎に開催される(同2)。特別会合は締約国の1/3の要請に基づき開催される(同3)。なお、6年毎に検討会合が予定されている(同4)。この締約国会と検討会合の組合せはAPMやCMCにみられる制度であるが、これらと異なり、各会合への非締約国、国連等国際機関、赤十字およびNGO

40 交渉会議の第1会期(3月29日)においてスウェーデン代表は将来の核爆発被害者の援助規定について言及している。

によるオブザーバー参加の招請が義務規定となっている(同5)。

9条はかかる諸国会の開催や事務総長の活動に関する費用を規定する。締約国会合・検討会合・特別会合については、締約国及びオブザーバー参加する非締約国が国連分担率に基づき負担する(9条1)。国連事務総長が条約に基づき行う活動(2、4及び10条)の費用については締約国が国連分担率に基づき負担する(同2)。核兵器等の廃棄措置及び廃棄検証措置(4条)は、措置の適用対象締約国の負担となる(同3)。

11条は条約の適用解釈をめぐる締約国間の紛争解決規定である。まず紛争当事国に紛争解決のための協議義務を課し(11条1)、加えて締約国会合にあっせんの提供や勧告等の関与権限を認めている(同2)。

18条では、この条約の実施と他の協定との関係を規定する。交渉会議では、当初から、NPTとTPNWの関係が焦点となった。TPNWはNPT上の締約国の権利・義務を害しないとの趣旨の議長原案については、核兵器国がNPT上の保有の権利を主張して条約に参加することが懸念されたため、ICRC等の提案に基づき議長原案修正案ではATT26条1を参照した現行規定に近い草案となり、議長第3次草案では「将来の協定」への言及が削除され現行規定となった。投票説明において、スウェーデンがNPTとCTBTはTPNW発効後も完全に適用されるとして、18条但書の削除を主張し、オランダは、18条はTPNWをNPTに上位させ、包括的な再検討メカニズムを設置するものであって、競合と断片化を招くと批判し、NPTは唯一P5を拘束する軍縮義務であり、核兵器のない世界を追求するわれらの主要な(primary)枠組みだと見解を述べている。

しかし、NPTの保障措置との関係では、TPNWは3条でNPT並みの保障措置の締結を義務づけており、NPTとの抵触は生じない。TPNWの実施がIAEA保障措置の実施を妨げることはない⁴¹。

なお、18条はATTと異なり「将来の国際協定」との関係に言及しない。ATT26条1は締約国間の将来の協定によって、ATT義務が変更されないことを意図している(特別法優先・後法優先原則の例外)。この条約においてはこの文言が存在しないため、特定の条約締約国間で条約規定から逸脱する特別協定(例えば、低水準の禁止規定を含む)を事後的に締結する場合(締約国会合による追加議定書の形式をとる可能性も否定できない)、特別法優先・後法優先の一般法上の原則によって条約・協定間の効力関係が処理されることとなる。この条約の義務の性質、とくに1条における中核的義務の優先性について議論を深める必要がある。

おわりに——TPNWの特徴・意義・効果・課題

以上の検討からTPNWには次のような3つの特徴を見出すことができる。第1に、この条約はいわゆる核軍縮への人道的アプローチに基づき成立している。とりわけ核使用の壊滅的な人道上の帰結など、前文2～6項において認識・留意されている事実は、2010年ごろからの核兵器の非人道性に関する国際会議及び共同声明・国連総会決議において繰り返確認されてきた。この条約はこのような核使用の帰結をもたらす非人道性や核兵器の存在が人類にもたらすリスクへの非難を前提に成立している。その背景には「人道の誓約」で明言された、核兵器を「汚名化」し、禁止し、廃絶するというアプローチが存在する。加えて、この条約は核兵器を人道の観点から批判するだけでなく、倫理的観点(前文5項)、法的観点(前文10項)、軍事・安全保障の観点(前文3、14項)等、あらゆる

41 See Stuart Maslen, *supra* note 6.

る観点から核兵器の存在を非難しており、核兵器を「非正当化／脱正統化」する契機が含まれている。

第2に、TPNWは現行法に立脚しかつNPTの三本柱を補完・強化する内容となっている。とくに核使用・威嚇についてはⅢBでみたとおりである。核軍縮義務については、1996年ICJ勧告的意見で示された核軍縮誠実交渉・完結義務が前文で再確認されている(16項)。核不拡散義務についても、3条でNPT並みの保障措置を義務づけるだけでなく、全廃に向かう核保有国についても4条で保障措置協定の締結を義務づけており、TPNWはNPTを補完・強化している。原子力の平和利用の権利についてもTPNWによって害されないことを強調する(前文21項)。

第3に、TPNWは核兵器を禁止するだけでなく廃絶への入口を明示しており、核廃絶という「ゴールを可視化」したという特徴をもつ。TPNWでは核保有国が締約国となった場合の全廃への手続を一定程度明確化した(4条)。とくに核保有国は、その核兵器の運用を停止し、廃棄することが義務づけられる(同2)。仮に、核保有国がすべて締約国となる場合には、世界のすべての核兵器の使用・威嚇は禁止され、運用を停止され、ただ廃棄をまつ「保有」が許容されるだけとなる。これは事実上の「核なき世界」の実現とさえいえる。確かに、検証措置もこの状況に至るプロセスも必ずしも明確ではない。だがこのような目標地点が視認できることは、それに至る経路の探求を進める契機を提供する。加えて、このような探求を進めることは法的に要請されていることにも留意しておきたい。まず、この条約はNPT6条でいう核軍縮の「効果的措置」として作成されていることは明らかであり、条約外にいるNPT当事国はこの条約への参加提案に対しては誠実に対応することが求められる(誠実交渉義務)⁴²。次に、TPNW締約国も条約普遍化を促進するための奨励義務(14条)に基づき、非締約国の加入等が可能となるような条約運用と外交交渉の実践が求められよう。これはICJが示した完結義務からも要請されると考えられる。完結義務は、「あらゆる点での核軍縮に至る」という結果の義務であるが、この条約成立をもってこの義務の履行が完了したとはいえないだろうからである。

さて、この条約に対しては交渉過程の前後を通じて様々な批判が加えられてきた。例えば、①保有国が不参加では実効性がない、②NPT体制を壊す、③安全保障を考慮していない、等である⁴³。

①については、条約が合意規範であることを考えれば、もっともな批判である。しかし、第1に、この条約は単に法規範の形成のみを目的としているわけではない。前述したように、核兵器に「非人道性」のレッテルを貼り、忌むべきものとしてひろく社会規範として「汚名化」することを通じて、核兵器全廃に向けた社会的条件の創出を狙いとしている。かかる「汚名化」にどの程度の実効性を見出すかは論者によって評価は異なる。だが、被爆の実相の普及を含めた平和・軍縮教育の推進(前文23項)、核使用等禁止行使を犯罪化する国内立法の策定(5条2)、核兵器産業等への資金供与を禁止する国内措置等の諸方策がどのように実施されるかなど、条約に基づく諸実行に、かかる「汚名化」の実効性は依存するだろう。第2に、この批判を克服するためには、この条約を起点として生じるだろう「廃絶プロセス」に核保有国・依存国を巻き込むことが必要となる。条約締約国会合のプロセスにとどまらず、NPTプロセスや国連総会第1委員会での検討も含めた様々な場における取組みを通じて、核保有国・依存国による核軍縮措置を促進する工夫が要求される。このために、この条約締約国が一定のまとまりをもった交渉グループとして建設的な提案を行えるかどうか課題であろう。

42 前掲註20参照。

43 例えば、米英仏3カ国共同声明(前掲註28)参照。

②については、前述したように TPNW は NPT を補完・強化する内容を持つ。条文上は NPT 体制を損なう点は見当たらない。だが、NPT 当事国間でこの条約の評価をめぐる対立が顕在化している。条約に反対する側からの懸念の一つは、条約の締約国会合と NPT 会合との関係である。締約国会合の任務は条約の適用・実施にとどまらず、核軍縮のための更なる措置の検討という、NPT の場で議論される事項を含んでいるからである(8条1)。だが、核軍縮措置を検討する場合は国連総会第1委員会やジュネーブ軍縮会議(CD)など従来からも複数存在した。これに新たに TPNW 会合が加わることになる。しかし、NPT は N5 に軍縮義務(誠実交渉義務)を課しており、NPT 会合はその履行を迫及できる場である。さらには、2010年 NPT 再検討会議最終文書における合意では、この条約前文8項と同じく、国際人道法を含む国際法遵守の必要性を再確認しており、NPT 会合は、この合意に基づき N5 や核依存国に対して核使用の国際法適合性についての説明責任を迫及できる場でもある⁴⁴。このように NPT 会合の有用性は無視しえない。NPT 再検討プロセスと TPNW 締約国会合プロセスとがどのように有機的連関を形成するかが今後の課題となる⁴⁵。

③に関連して、まず注目すべきは、安全保障を確保する手段としての核兵器の役割の評価をめぐる対立が前提にあることだ。核兵器を自国の安全保障を確保する手段として軍事的には有用であり、合法的に使用できることから、仮に非人道性を認めたとしても「必要悪」として容認する立場を NPT の前提に見出すことができる。他方、前述したように TPNW はあらゆる観点から核兵器を「非正当化/脱正統化」する契機を含んでおり、いわば「絶対悪」として核兵器を位置付けている。このようにみれば、核保有国とくに米英仏による反対は極めて原理的・根源的な反発であるように思われる⁴⁶。

このような理解の上で、核抑止論および核抑止政策の再検討を促す議論の提起が課題である。核抑止政策を、あくまでも相手の核使用を思いとどまらせるための手段であるとみるならば、核使用を法的に禁止することで核使用を根絶しようとする TPNW とは共通の基盤を見出すことは可能だろう。まずは、個別具体的な安全保障環境に即して、例えば、北東アジアや中東、南アジア、欧州といった個別地域ごとに TPNW が安全保障環境の改善にどのように貢献し得るか丁寧な議論を深めることが必要に思われる。

TPNW は13条に基づき2017年9月20日に署名開放され、すでに50カ国以上が署名し、批准する国も出てきている⁴⁷。条約発効までの推移を見守る必要があるが、同時に2020年の NPT 再検討会議までの NPT サイクルにおいて TPNW をどのように扱うかが一つの争点となる。仮にこの問題が原因で実質合意が成立しなければ、NPT にとっては初めて2回連続して再検討会議における合意成立が行われないことになり、NPT の存在意義が大きくゆらぐことになりかねない。TPNW は NPT と核不拡散体制の在り方を根底から問う契機を提供している。

【付記】本稿は公益財団法人政治経済研究所の個人研究費による成果の一部である。

44 2017年 NPT 準備委員会における NAC の作業文書では、NPT 上の核軍縮義務と誓約の実施についての透明性と測定可能性を高めることで説明責任を強化することが主張されている(NPT/CONF.2020/PC.1/WP.13)。

45 TPNW の署名・批准を呼びかける2017年の国連総会決議案(A/C.1/72/L.6)は、2016年の多国間核軍縮交渉の前進に関するオープンエンド作業部会報告書で示されたその他の措置についてもその実施を勧告している。この点で、国連総会第1委員会の役割も注目される。

46 条約採択同日における米英仏の共同声明(前掲註28)では、この条約につき「国際の平和と安全の維持に寄与する既存の国際安全保障のアーキテクチャを損なうリスクがある」と評する。

47 50番目の国による批准書の寄託後90日で発効する(15条)。署名開放に際して国連で行われた署名式では53カ国が署名し、そのうち3カ国(ガイアナ、バチカン及びタイ)が批准した。

